

保険適用の回数制限にカウントされる前の段階(胚移植前)で治療が中止となった場合

申請のタイミングによって、
保険診療でできる胚移植の回数と**本助成金の回数**に差が生じます。

本助成金の利用回数の制限は、40 歳未満は上限 6 回、40 歳以上 43 歳未満は上限 3 回です。生殖補助医療の保険適用回数は「胚移植の回数」でカウントされるため、**胚移植前に治療を中止した場合はカウントされません。**

しかし、この治療で先進医療を利用して市川市の助成金を申請した場合、**市の助成回数としては 1 回分カウントされます。**そのため、「保険適用の残り回数」と「本助成金の残り回数」に差が生じるケースがありますのでご注意ください。

↓ 胚移植前に中止 = 保険適用の回数カウントがされない状態で治療中止



パターン① 治療計画から、胚移植前に中止、その後再治療し妊娠確認もしくは治療中止となった期間をすべてまとめて申請

パターン② 治療計画から、胚移植前に中止した分を申請
その後、再治療し妊娠確認もしくは治療中止となった分をもう一度申請

助成回数のカウントの考え方

パターン①で申請を行う場合、助成の回数としては 1 回分としてカウントします。
パターン②で申請を行う場合、助成の回数としては 2 回分としてカウントします。

(例)

40 歳で治療を開始した場合、保険適用および本助成金の上限はともに「通算 3 回まで」となります。1 回目は採卵後に中止、2 回目と 3 回目は胚移植を行うも妊娠に至らなかった場合、この時点で助成金の上限(3 回)に達します。そのため、4 回目の胚移植を保険適用で受けて妊娠に至ったとしても、本助成金を申請することはできません。

治療	保険適用回数	助成金回数
採卵後、治療中止	回数カウントなし	1 回
胚移植①	1 回	2 回
胚移植②	2 回	3 回
胚移植③	3 回	対象外